

金沢市立玉川図書館近世史料館の概要と取り組み

著者	宮下 和幸
著者別表示	MIYASHITA Kazuyuki
雑誌名	北陸史学
号	68
ページ	81-85
発行年	2019-12-30
URL	http://doi.org/10.24517/00062406



金沢市立玉川図書館近世史料館の概要と取り組み

宮下 和幸

現在、金沢市には多くの文化施設があるが、そのなかで加賀藩関係の史料を中心に、地域の歴史にかかわる史料を幅広く収集・保存・公開しているのが金沢市立玉川図書館近世史料館（以下、近世史料館）である。紙幅の関係上、簡単ではあるが近世史料館の概要と取り組みについて、ここでまとめてみたい⁽¹⁾。

一 金沢市立玉川図書館近世史料館の概要

(1) 建造物

近世史料館の建物は旧日本専売公社の煙草製造所であり、

明治四四年（一九一）に着工、大正二年（一九一三）に完成している。工事の設計は旧大蔵省臨時建築部で、当時臨時建築部において専売関係の建築を担当していた矢橋賢吉の手によるものともいわれる。矢橋はのちに石川県庁も設計した人物である。

建物は、煉瓦造の二階建て、棧瓦葺きで、当時は全長二八〇メートルに及ぶ回廊式の煙草製造所であった。葉入れ・乾燥・選別・包装という製造工程の一連の作業を可能にする施設であったとされ、そのほか浴場や理髪、さらに食堂や保育所までを備えた大型施設であったという。また、外壁は英式積みで、一階と二階の窓がアーチ内で一体化しているかのような造形となっており、現在に至るまで整然とした外観を保っている⁽²⁾。昭和四〇年代に入り、当該地区が住居区域に指定されたことで工場の移転が検討され、移転後には建物の大部分が解体されたが、東側にあたる一部は金沢市により保存され、昭和五九年（一九八四）には「金沢市指定保存建築物」となる。そして、平成八年（一九九六）に文化財保護法の一部が改正され、保存及び活用についての措置が必要とされる文化財建造物を文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入されると、同年「登録文化財」の指定を受けている。

(2) 沿革

金沢市立図書館は、昭和大礼の記念として昭和五年（一九三〇）金沢市大手町に開館したが、高度経済成長期以降の市勢拡大に伴う図書館ニーズの増大・多様化に対応するため、新しい図書館の建設気運が高まった。その後、各種予備調査、建設懇話会の実施、他自治体への図書館視察などが行われ、昭和五四年に旧専売公社跡地へ移転されて新たな金沢市立図書館（現在の金沢市立玉川図書館）が開館した。計画当初から、現存していた工場棟の活用と保存が提案されており、外部は保存しつつ内部は鉄筋コンクリート造とする大改修が行われて図書館の別館として生まれ変わると、その二階に近世資料室が設置された。新たな図書館運営の基本方針の一つに、「古文書・郷土資料の利用を前提とした収集保存につとめ、その研究センターとする」とあり、郷土の資料を長期にわたり保存し、市民をはじめとする利用者の研究に活用する体制づくりが行われる中で、近世資料室がその役割を担うことになった。

そして、藩政期の史料を地域に提供し、長らく加賀藩研究を支えてきた近世資料室であったが、収蔵史料が増加したために書庫が手狭になったこと、大地震を想定した耐震工事の必要があったことから、総工費6億円にのぼる大規

模な改修工事が行われ、平成十一年一月に近世史料館として新たに開館した^③。改修工事に際し、職員と業者による会議が行われ、文化財である建物の外観に影響を与えない耐震性の実現と、史料の収集体制、閲覧体制の強化が目指された。具体的には、来館者の動線を意識し、改修前は展示ホールだった一階に閲覧室を配置したほか、収蔵史料を展示する展示室や史料を修復する補修室、歴代加賀藩主や兼六園、近世史料館を紹介する映像を鑑賞することができ、る映像室などが新たに設けられた。また、書庫は従来二階のみであったが、一階にも設置することで収蔵能力を大幅に高めている。書庫内は二層構造となり、スギ材で壁面を囲うことで外気の影響を受けにくくし、さらに書庫専用の空調機を導入することで、温度二〇℃、湿度六〇%を二四時間管理できる体制になっている。史料が直接触れる棚にはキリ材を使用し、消火設備も水損を防ぐ方式を採用するなど、最大限史料に配慮した収蔵がおこなわれている。

二 近世史料館の取り組み

(1) 史料の収集・保存

近世史料館では、加賀前田家に関わる藩政史料を主に収

集・保存し、利用に供している。収集史料の年代は必ずしも藩政期に限定しておらず、戦国期や明治期以降のものもある。また、収集の対象は藩政史料に加えて町方、村方などの文献史料、城下図や国絵図、郡図といった絵図類など幅広く、さらに個人宅にて長年保管されてきたものを受け入れることもあり、特定の家の経歴や家計、学芸などを示す史料も多く収蔵している。現在、近世史料館では約一三万点の史料が公開に至っている。

基本的な業務として、まずは史料の閲覧・複写がある。所蔵史料は閉架式であり、所定の閲覧申込書に必要事項を記入の上、受付に提出することで閲覧することができる。史料の複写については、マイクロフィルム化されている古文書は複写が可能である。そのほか、持参のデジタルカメラでの撮影も可能で、撮影枚数に制限はないが、撮影後に閲覧申込書に撮影枚数を記入する必要がある。

次に、所蔵史料の保存については燻蒸作業を適宜実施している。玉川図書館内の燻蒸室にて必ず燻蒸し、その後近世史料館書庫に配架するが、毎年実施している書庫内の保存環境調査で問題があった場合は、書庫内燻蒸も実施する。また、虫損など破損が夥しい史料については修復作業をおこない、史料の保存に努めている。また、紙以外の別媒体による史料

保存として、マイクロフィルム化も進めている。長く安定的に情報を保存していくうえでマイクロフィルム化は必須であり、中心史料である加越能文庫をはじめ、さまざまな史料がマイクロフィルム化されている。加えて、近年主流である史料のデジタル化も実施している。史料を傷めずに活用するにはデジタル化が有効であり、国絵図・郡図・城下図・城図・行列図といった絵図類を優先的にデジタル化している。

そのほかにも年数回の企画展開催、所蔵史料目録や史料を活字化した叢書の刊行、古文書講座の開講、史料および郷土の歴史に関する問い合わせへの対応など、さまざまな業務をおこなっているが、図書館開館時より継続する台帳登録によって所蔵史料の管理・把握が徹底されていることは、業務遂行のうえで重要である。

(2) デジタルアーカイブズ

近年重視されているデジタルアーカイブズについては、金沢市情報政策課と連携し、「金沢市画像オープンデータ」というサイトへの史料公開に取り組んでいる (<http://open-imagedata.city.kanazawa.ishikawa.jp/>)。近世史料館所蔵史料は現在約一五〇点が公開されており、国絵図や郡図をはじめ、城下図や行列図などのデジタル画

像が閲覧できる(写真1)。国絵図のような大型史料で閲覧が困難なものや、「諸国居城之図集」のような遠方の方が利用するものなどを選定し、毎年公開している。これらは自由にダウンロードできるが、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付与しており、非営利にかぎった利用を求めている。

また、この取り組みに繋がるものとして所蔵文書データベースも挙げておきたい。現在、クラウド型検索システムを採用し、基本情報を容易に検索できるように取り組んでいるが(<http://jmapps.ne.jp/andr/>)、データベースにはデジタル画像をアップロードすることもできるため、展示や整理で撮影したデジタル画像を管理することができる(写真2)。さらに、史料の貸出や修復に関する情報も管理できることから、開館以来の台帳記録を移行するとともに、各種情報の一元管



(写真1)



(写真2)

理に向けた作業が進められている。そのほか、このクラウド型検索システムを採用している他施設との横断検索が可能であり(MAPS Gateway)、現在は全国およそ一六〇施設、約三〇〇万点の歴史資料が横断検索の対象となっている。

(3) 金沢市にかかわる行政資料

金沢市の行政資料は現在各課保存の状況であるが、公文書館機能を有した施設が新設された場合、その施設が役割を当然ながら担うことになる。近世史料館には現在、金沢市に合併する前の自治体の行政資料が一部入っており、未整理のものもあるが、公開されている行政資料としては旧上金石町役場文書(一一一六号)がある。具体的には、市町村制が施行された明治三二年(一八八九)から、金沢市に編入される昭和一九年(一九四四)までの上金石町役場の文書群であり(一部除く)、所蔵の経緯としては金沢市金石町校下町会連合会より寄贈を受けたことによる。内容は、議会の議事録や町会関係、財務・税務・土木建築など多岐にわたったり、戦前の自治体の状況がよくうかがえる。文書群はマイクロフィルムに撮影済みであり、閲覧については他の所蔵史料と同じように公開しているが、個人情報取り扱いについては国立公文書館の規則に準拠している。

三 今後に向けて

以上、簡略ではあるが近世史料館の概要と取り組みについて述べてきた。最後に、今後に向けての課題などをまとめてみたい。まずは近世史料館の発信力を高めることが求められるが、これはデジタルアーカイブズによる史料の公開・提供を推進していくことが肝要であろう。その場合は、より自由に誰もが利用できるようクリエティブ・コンテンツ・ライセンスの再検討が必要になるかもしれない。また、所蔵史料をすべてクラウド型検索システムで検索できるようにする必要がある。多くの人が事前に検索した上で来館し、館内でスムーズに史料を閲覧できる体制をしっかりと構築しなければならない。

また、このような利用に向けた発信力だけではなく、組織の内部に向けても発信力も高める必要がある。近世史料館について金沢市各課にもっと理解してもらい、旧町名復活をはじめとした市の政策と十分に連携していくことが、観光行政に偏らない地域の歴史を発信することに繋がるはずである。そのためには、職員の減少傾向がみられるなかでの人材の確保と育成は不可欠となる。専門性を維持・向上させることには時間がかかることを組織に粘り強くアピ

ールしていくことも大切だろう。

そして、公文書館機能を有した施設が新たに設置された場合、近世史料館との業務関係がどのようになるのか、連携がどの程度図れるのかを考えていかねばならない。たとえ加賀前田家に関わる藩政史料と金沢市の行政資料とを区分したとしても、個人の家に長らく所蔵されていた史料群や、幅広く蒐集された史料群などは、そう容易に区分されるものとは限らないだろう。以上、議論すべき点は多いとおもわれるが、いずれにせよ利用しやすい環境作りは勿論のこと、何より史料保存を第一に考えた活動を今後も追究していかねばならないと考える。

注

- (1) 近世史料館の沿革や業務内容については、以下も参照された
い(拙稿「歴史的建造物の保存と金沢市立玉川図書館近世史料館の取り組み」『専門図書館』二六六号、二〇一四年)。
- (2) 田中禎彦「身近な歴史の再発見―登録文化財の建物から―」『住宅建築』三三二号、二〇〇二年。
- (3) 『金沢市立玉川図書館六十年誌』(金沢市立図書館、一九九四年)。